

各論点に関する補足資料

平成27年12月18日
水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ（第2回）

目 次

1. 避難行動について

- 1－1. 河川の氾濫状況について P.2
- 1－2. 指定緊急避難場所について P.3-5
- 1－3. 避難行動要支援者名簿について P.6-7
- 1－4. 大規模な河川氾濫の避難について P.8-9

2. 情報伝達について

- 2－1. Lアラートについて P.10-13

3. 応急対策について

- 3－1. 関東・東北豪雨における茨城県の対応 P.14-17
- 3－2. 災害時における広報活動について P.18-19
- 3－3. 「地域防災マネージャー」制度について P.20

4. 避難生活や生活再建について

- 4－1. 避難所について P.21-25

5. 災害時におけるボランティア活動について

- 5－1. 災害時におけるボランティア活動について . . . P.26-28

6. 地域防災力の向上について

- 6－1. 自助・共助による防災活動について P.29-39
- 6－2. 消防団について P.40-43
- 6－3. 訓練・研修について P.44-48

1 - 1. 河川の氾濫状況について

洪水予報河川、水位周知河川となっていない中小河川に起因する氾濫も多数発生している

	河川名	氾濫原因	浸水面積(ha)
洪水予報河川 (3河川)	鬼怒川(茨城県常総市)【国管理河川】 思川(栃木県小山市) 黒川(栃木県鹿沼市)	決壊及び溢水 溢水 溢水	4,000 85 75
水位周知河川 (1河川)	三迫川(宮城県栗原市)	越水	16
その他の河川 (20河川)	渋井川(宮城県大崎市) 熊川・二迫川(宮城県栗原市) 名蓋川(宮城県大崎市) 八間堀川(茨城県常総市) ※浸水面積50ha以上の河川のみ表記	決壊 決壊及び越水 決壊 決壊及び越水	433 139 54 (◆)

◆ 鬼怒川(茨城県常総市)の浸水面積に含まれる
※ 浸水面積は速報値のため、今後変わることがあります。

〔平成27年10月末時点 国交省調べ
宮城県、茨城県及び栃木県の3県を対象に調査〕

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等について

災害対策基本法の改正（平成25年6月改正、平成26年4月1日施行）により、

市町村長による指定緊急避難場所及び指定避難所の指定制度が開始

〔平成27年7月7日には、中央防災会議において防災基本計画が修正され、〕

指定緊急避難場所等について改めて考え方が示された〕

【参考】指定緊急避難場所及び指定避難所の概要等

○指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所。土砂、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定を行う。

・災害対策基本法 第四十九条の四

市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、…円滑かつ迅速な避難のため…
基準に適合する施設又は場所を、…異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

○指定避難所

災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が、一定期間滞在するための施設等。

・災害対策基本法 第四十九条の七

市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、…基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

広島土砂災害時における避難所での被災

○指定緊急避難場所（※市町村が指定）

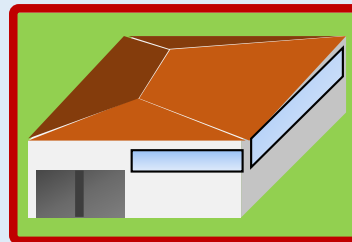
災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等のハザード別に指定



土砂災害に対応した
指定緊急避難場所

○指定避難所（※市町村が指定）

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一
定期間滞在する施設



広島土砂災害においては、土砂災害に対
応した避難所として指定されていなかった
避難所に自主避難した住民1名が土砂災
害に遭遇し亡くなった

- 「指定緊急避難場所」について次のような課題が存在
 - ① 市町村による「指定緊急避難場所」の指定が進んでいない
 - ② 既に指定されているものについても、避難場所が「ハザード別」に指定されていることについて、十分に周知されていない
- 「指定避難所」と「指定緊急避難場所」とを兼ねて指定されているケースもあり、両者の違いが十分に認識されていない



市町村

- ・ 各ハザードに適した「指定緊急避難場所」の指定を促進
- ・ 住民への周知を徹底

住民

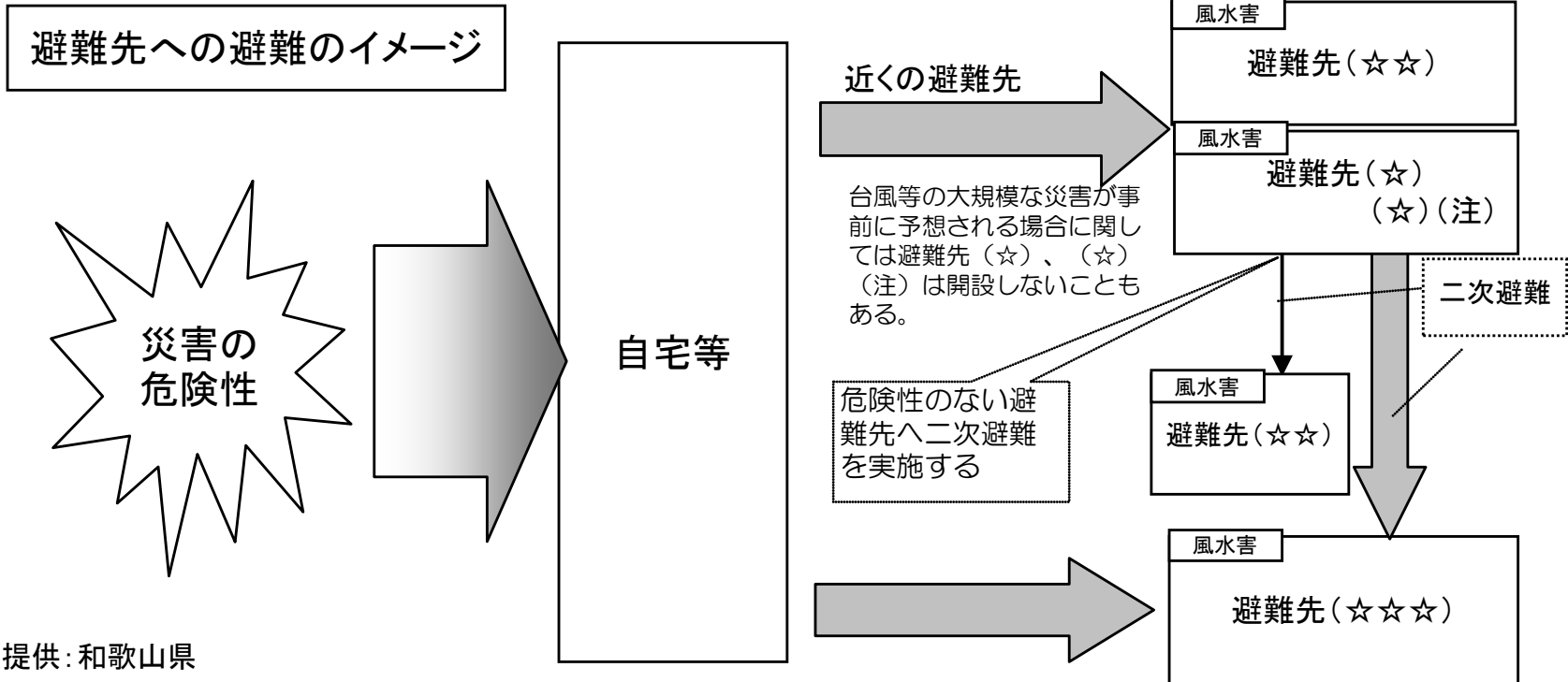
- ・ 避難先として考えている施設が土砂災害から安全か（山際にないか等）を自ら点検し、市町村にも確認

1 - 2. 指定緊急避難場所について

和歌山県における避難先の考え方

◇避難先の安全レベルの考え方

避難先 (☆☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
避難先 (☆☆)	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
避難先 (☆)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
避難先 (☆) (注)	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先



避難行動要支援者の避難支援対策に係る取組状況①

概要

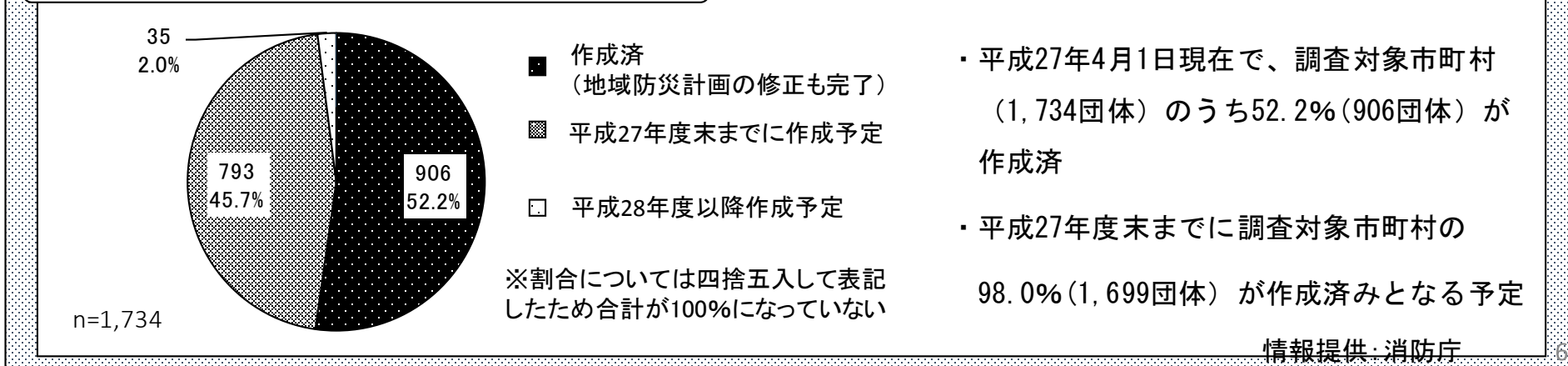
- 【背景】 東日本大震災において、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、消防職員・消防団員の死者・行方不明者や民生委員などの支援者も多数犠牲となった。
- 【趣旨】 平成25年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者（※1）の円滑かつ迅速な避難の確保のため、市町村に対し、主に以下のことが義務付けられた。
- (1) 要介護状態区分、障害支援区分等を考慮したうえで、避難行動要支援者の要件を設定し避難行動要支援者名簿（※2）を作成すること。
 - (2) 避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者へ名簿情報を提供すること。

※1 避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
※2 避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別等が記載され、災害時に避難支援等関係者が避難支援や安否確認等を行う際に活用できるもの

各市町村の取組状況の調査結果

【平成27年4月1日現在（消防庁）】

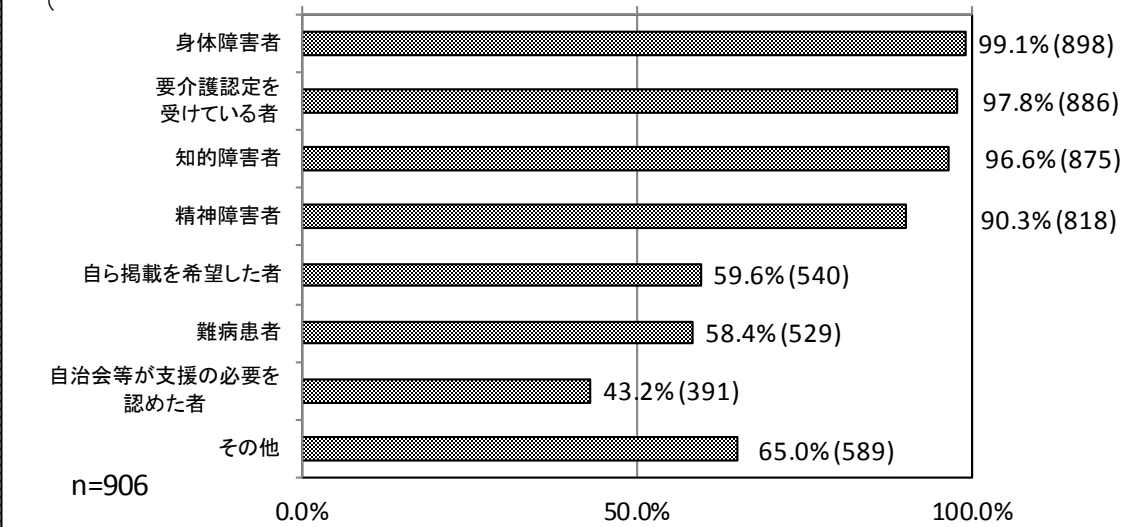
○避難行動要支援者名簿の作成状況



避難行動要支援者の避難支援対策に係る取組状況②

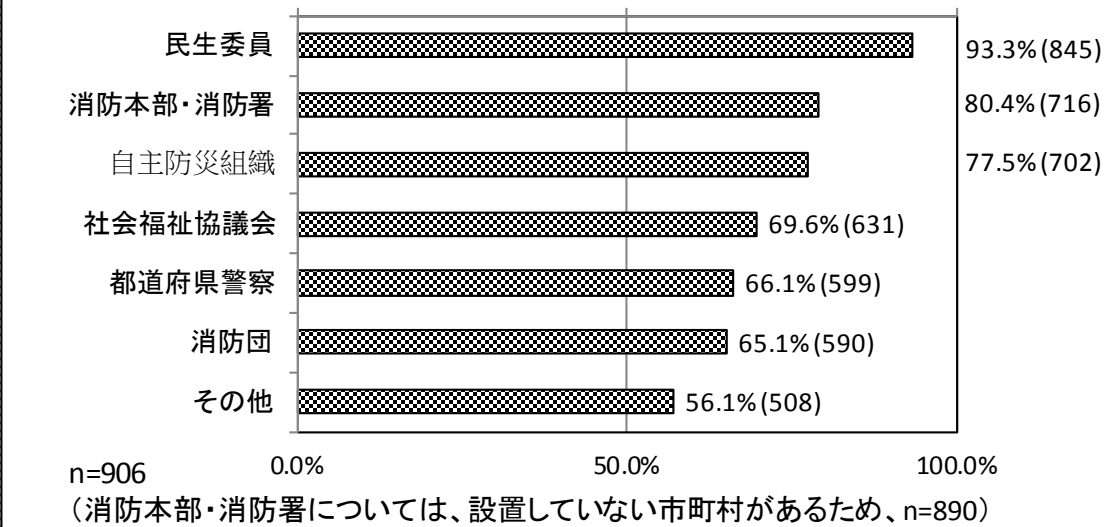
【平成27年4月1日現在(消防庁)】

○避難行動要支援者名簿に掲載する者



・名簿作成済の906団体のうち、名簿に掲載する者として、身体障害者を挙げている団体は99.1%と最も多く、以下、要介護認定を受けている者97.8%、知的障害者96.6%の順に多い

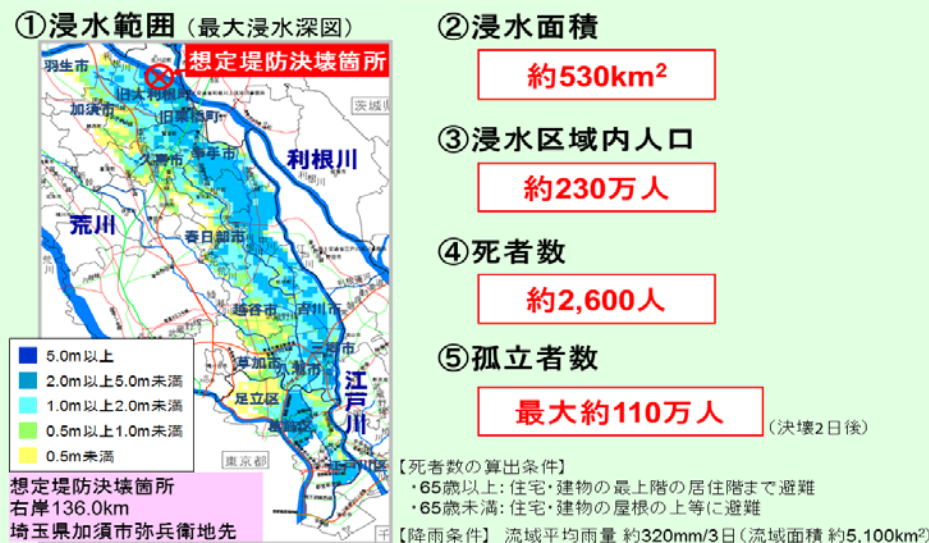
○平常時における名簿情報の提供先



・名簿作成済の906団体のうち、平常時における名簿情報の提供先として、民生委員を挙げている団体は93.3%と最も多く、以下、消防本部・消防署80.4%、自主防災組織77.5%の順に多い

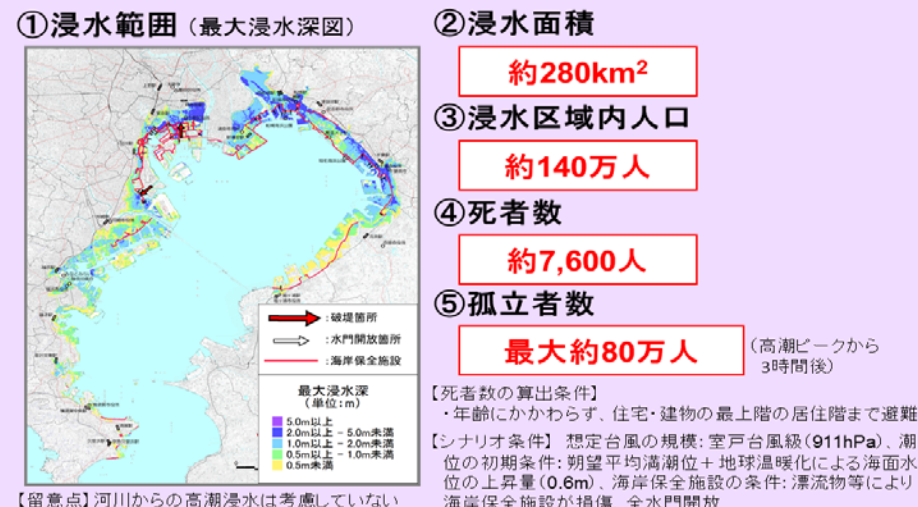
首都圏における大規模水害の被害想定結果の概要

利根川首都圏広域氾濫の被害想定



【算出条件】いずれも排水施設が稼働せず、避難率が0%である最悪のケース

東京湾高潮氾濫の被害想定



荒川右岸低地氾濫の被害想定



大規模水害時の被害の特徴

○広大な浸水地域、深い浸水深

- 浸水区域が広大な地域に広がり、膨大な避難者が発生
- 市域全体が浸水する市区町村が多く、浸水深が3階以上に達する地域が存在

○孤立期間の長期化と生活環境の悪化

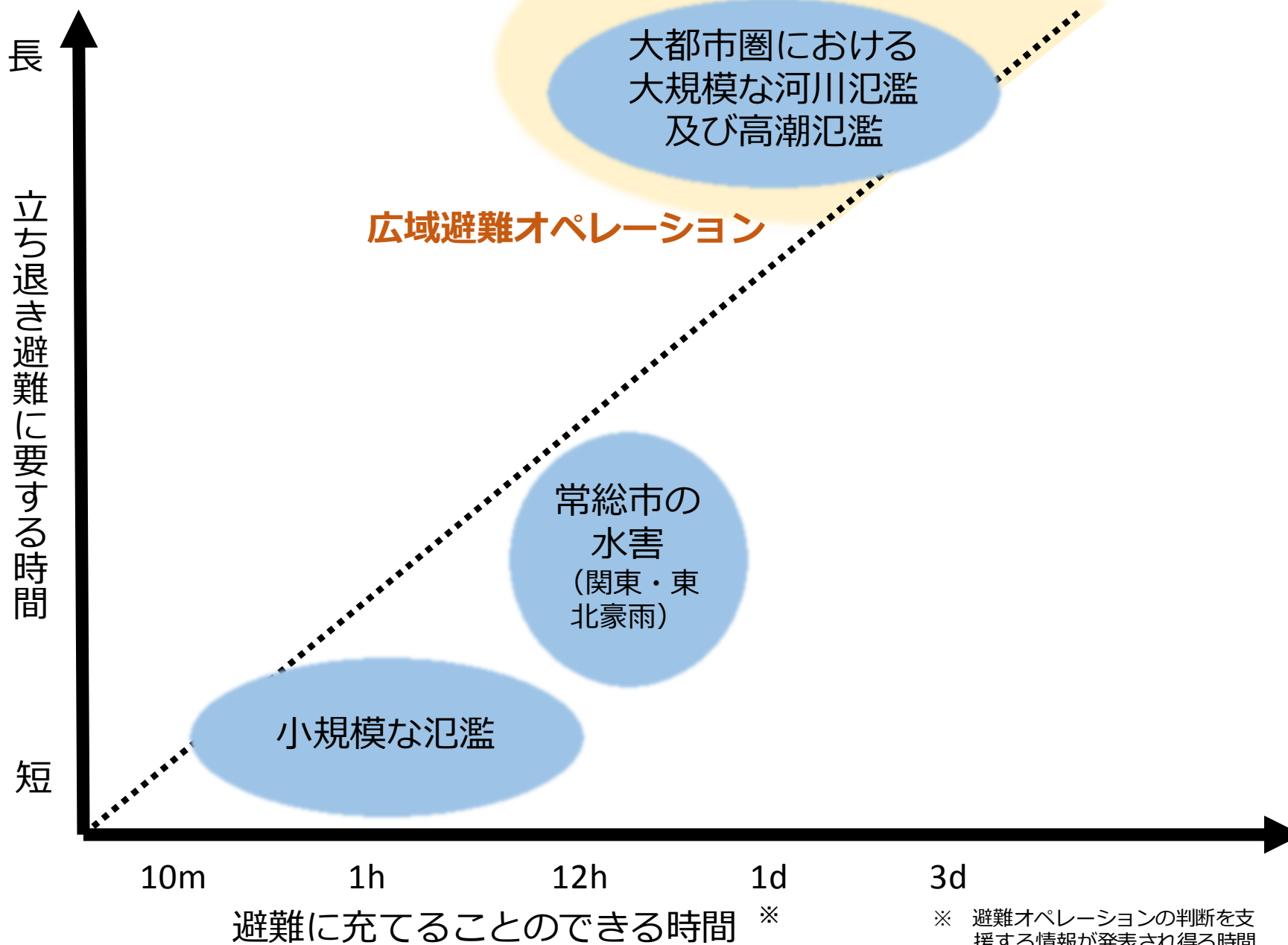
- ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境が悪化

○地下街等を通じた浸水区域の拡大

○浸水による電力等のライフラインの途絶

○地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

1-4. 大規模な河川氾濫時の避難について
「立ち退き避難に要する時間」と「避難に充てることのできる時間」との関係(イメージ)



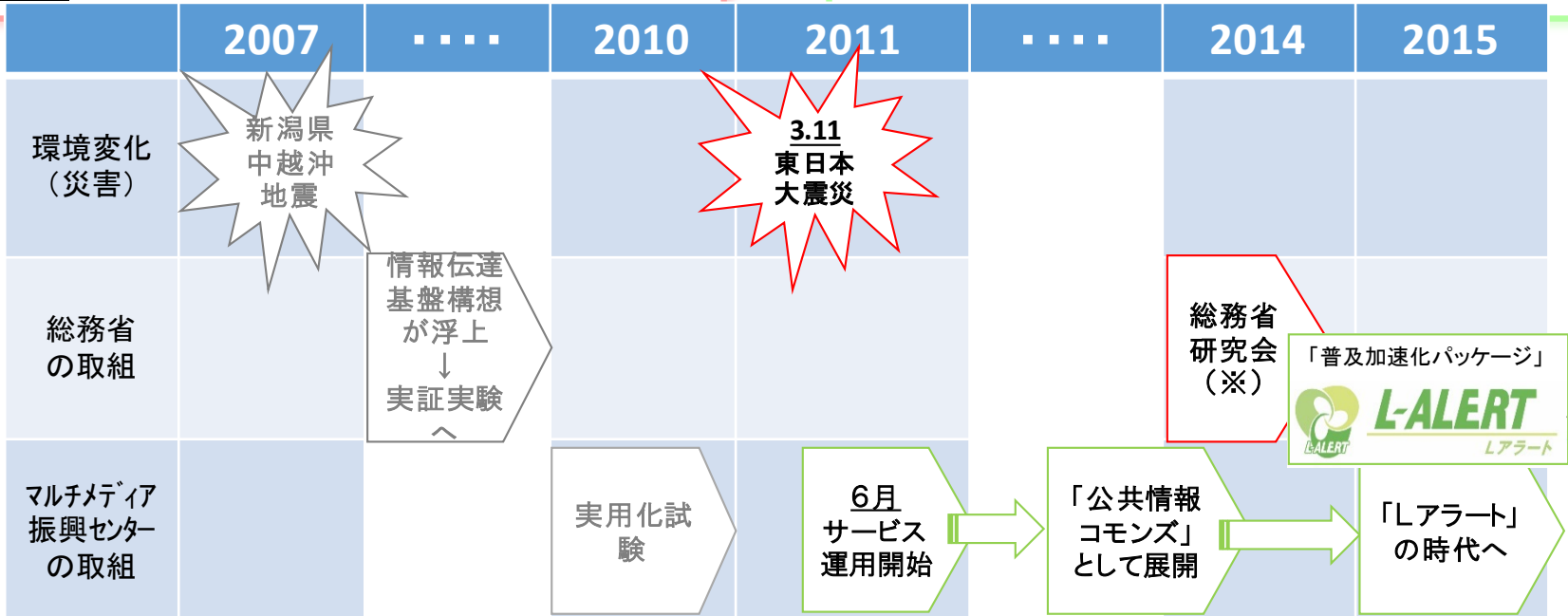
災害時の情報伝達の方向性

東日本大震災の教訓

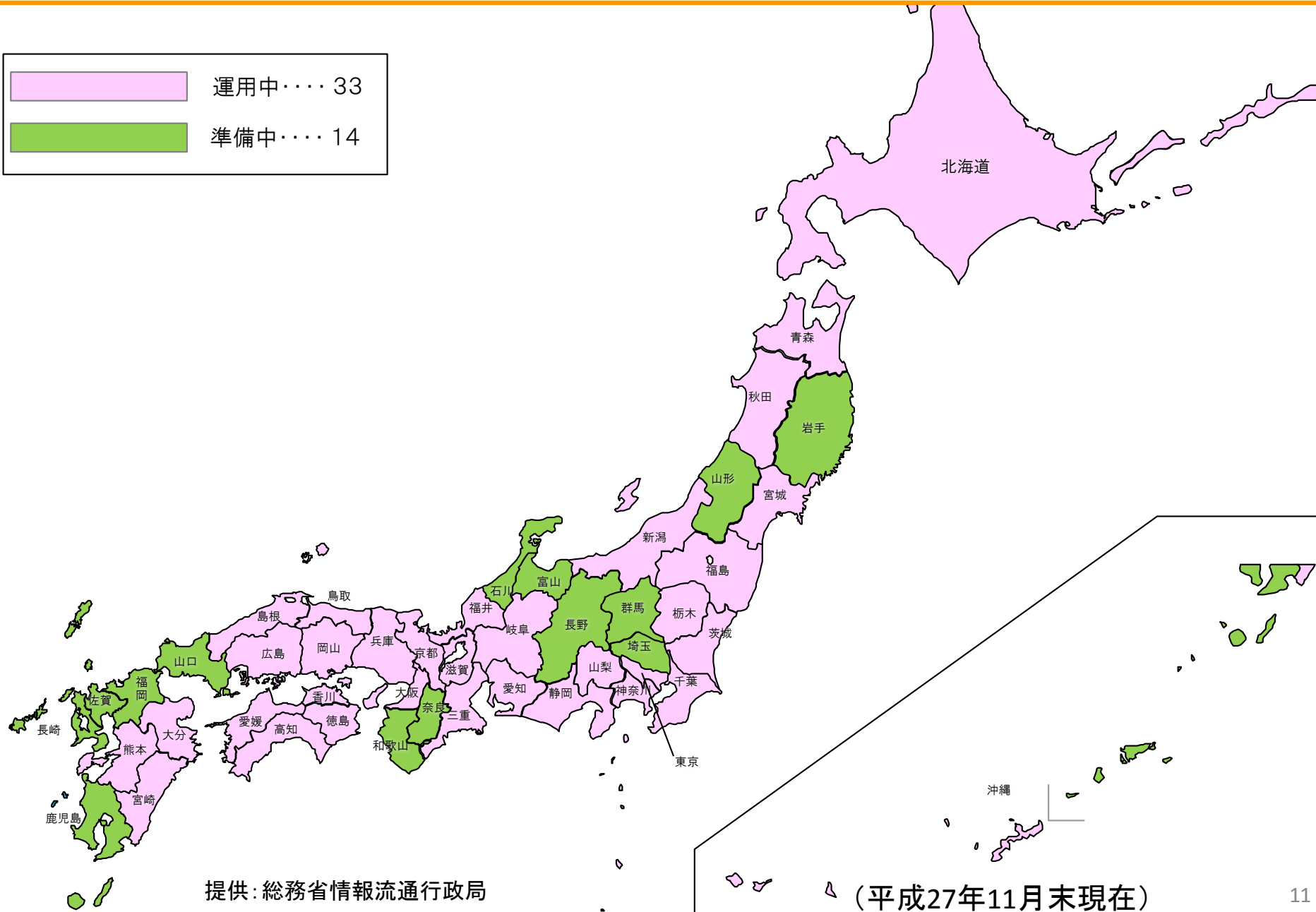
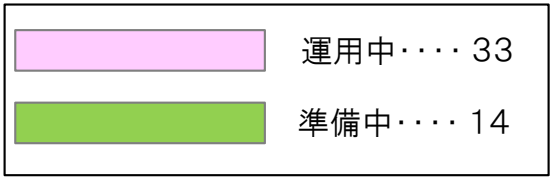
- 住民の多くは行政による災害情報の提供を不十分と評価。特に、住民への一斉同報伝達の役割を担う防災行政無線が聞こえにくかったとの指摘
- 防災行政無線に加え、テレビ・ラジオ・携帯電話・インターネット等の多様な情報伝達手段を多重的に活用する必要性を痛感

Lアラートの強化

- 災害による被害を最小限にとどめるには、重要な災害情報が確実かつ迅速に住民に届くことが不可欠
- 既存の情報伝達手段を最大限に活用し、住民に対し多重的に伝達することで、重要な災害情報が一回も届かない方がいないよう、情報伝達基盤「Lアラート」を強化



Lアラートの普及状況

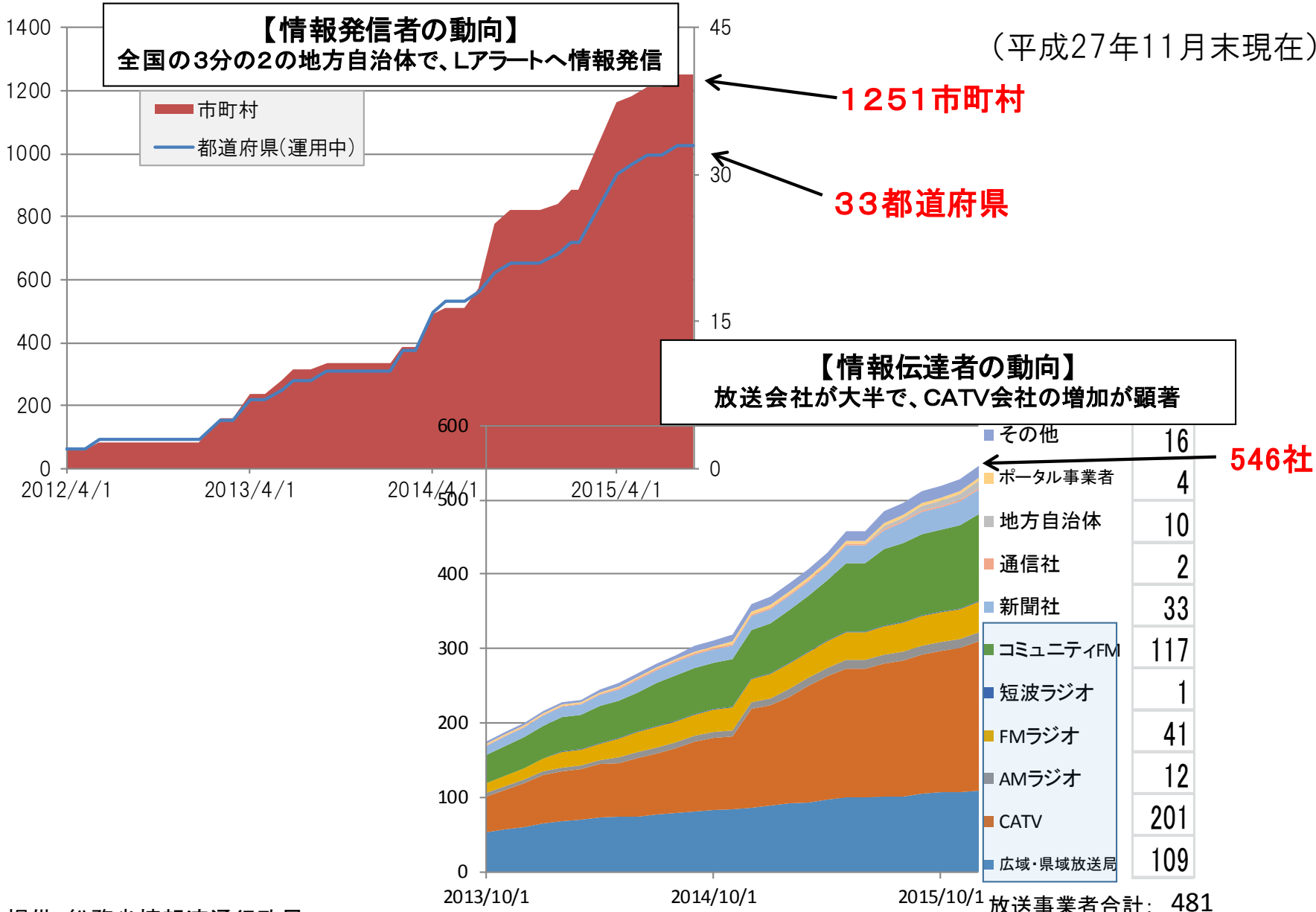


提供: 総務省情報流通行政局

(平成27年11月末現在)

2-1. Lアラートについて

Lアラートの利用の増加



Lアラートの位置づけの明確化

防災基本計画・地域防災計画への明記

- 最近の災害対応の教訓を踏まえた対策の強化に伴い、中央防災会議(平成27年7月7日)において防災基本計画を修正。

⇒ **Lアラートについて初めて明記(Lアラート活用による伝達手段の多重化・多様化、システムの維持・整備等)**

(例) 第4編 津波災害対策編

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧・復興への備え

1 災害発生直前対策関係

- 津波警報, 避難勧告等の伝達に当たっては, 走行中の車両, 運行中の列車, 船舶, 海水浴客, 釣り人, 観光客等にも確実に伝達できるよう, 防災行政無線, 全国瞬時警報システム(J-ALERT), **災害情報共有システム(Lアラート)**, テレビ, ラジオ(コミュニティFM放送を含む。), 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。), ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

- また、Lアラートの活用が、自治体における通常の防災業務の一環として定着し、着実に実践されるよう、地域防災計画等への記載を働きかけ。
- 2015年8月1日現在、**Lアラートを運用している33都道府県中、27都道府県の地域防災計画**にLアラートの活用が記載。

(例) **沖縄県地域防災計画**(地震・津波編 第1章 災害予防計画)(抜粋)

・災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、県は以下の対策を推進していくこととする。

(イ)市町村防災無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、**災害情報共有システム(Lアラート)**の導入等について支援する。

・県及び市町村は、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、**災害情報共有システム(Lアラート)**、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。), 携帯電話(緊急速報メール機能を含む。), ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

3 - 1. 関東・東北豪雨における茨城県の対応

災害対策本部の設置

災害対策本部の設置		
9月10日	07:45	茨城県全域に大雨特別警報が発令されたため、災害警戒本部を設置
	10:00	県下で大規模な災害が発生するおそれがあるとして、県災害対策本部を設置 設置場所：県災害対策本部室・災害対策室



災害対策本部の様子(写真提供：茨城県)

災害対策本部の事務局		
9月10日	08:00	総括班，情報班，対策班，広報班を招集し，情報収集等の活動を開始
	10:00	災害対策上必要となったため，さらに燃料調整班，物資調整班，陳情班を招集
		その後，燃料調整班員については，物資調整班に組み入れた。 機動班は，その招集基準・出動基準に従い，常総市へ出動し，情報収集，物資調整，ボランティア受付等業務を行った。（～9/14） 9/10：情報収集のため2人 9/11：現地対策本部設営準備のため10人，物資調整作業のため7人 9/13～14：ボランティアセンター支援のべ56人

現地災害対策本部等の設置

現地災害対策本部

- ・ 期 間：9/12～10/30
- ・ 場 所：常総市石下総合体育館（9/12～10/30 ただし、9/17からは県災害ボランティアセンターのみが使用）、NTT東日本旧水海道支店ビル（9/17～10/30）
- ・ 従事人数 のべ2,697名（県職員のべ2,153名・市町村のべ544名）
※ピーク時で県職員115名

○活動内容

- ① 県災害ボランティアセンター
のべ1,380名
（県職員のべ836名・市町村のべ544名）※ピーク時で67名
 - ・ ボランティアの募集、受付、活動支援（9/12～30）
 - ・ 支援物資の仕分け、分配（9/12～10/14）
- ② 住宅に関する意向調査、被災住宅の調査、公的住宅等の確保等に関する支援
- ③ 市道の災害復旧に関する支援
- ④ 災害廃棄物の収集、分別、仮置き場の確保等に関する支援
- ⑤ 県内市町村からの支援の申出、その他調整案件の受付・整理、常総市との調整など
- ⑥ 避難所における被災者支援（～9/14）

その他常総市に対する人的支援

- ・ 期 間：9/28～10/23
- ・ 場 所：常総市役所
- ・ 従事人数：のべ559人（うち市町村202人）
- ・ 活動内容：避難所における被災者支援、支援物資の仕分け・分配、罹災証明発行支援

3 - 1. 関東・東北豪雨における茨城県の対応

災害情報の収集・伝達

1. 被害概況の把握

市町村及び防災機関より、主として

- ・ 浸水の被害状況
- ・ 建築物の被害状況
- ・ 道路、鉄道の被害
- ・ 電気、水道、ガス等の被害

について報告を受け、概況を把握した。

また、災害対策本部から、連絡員を常総市に派遣して、住民の避難状況や要望、現地での応急対策活動での問題点等の確認・報告を行わせた。



常総市役所から見た浸水の様子(写真提供:茨城県)

2. 被害情報等の収集・伝達

- ・ 県警ヘリで空撮を行い、災害対策本部にリアルタイムの映像を配信した。
- ・ 被害概況の把握のため派遣した連絡員が、県への情報伝達を行った。



浸水し始めた常総市役所の敷地(写真提供:茨城県)

広報・報道機関への対応

1. 情報発信の回数

平成27年9月関東・東北豪雨による本県への影響等について、県政記者クラブ等を通じ、情報を提供するとともに、県ホームページにより公表。

- ・ 知事記者会見、災害対策本部等の記者発表・・・71回
- ・ 災害対策本部等の資料提供・・・277件

2. 情報発信の内容

県民等に向けて、災害に関する情報や、被災地の住民の行動に必要な情報を発信。

(1) インターネット

①県ホームページ（「いばキラTV」により、下記情報をストリーミング配信）

（主な情報の内容）

災害による本県への影響、避難所開設状況、被災者の生活再建支援策、県などの相談窓口、各種団体等の無料相談会、水害時の衛生対策、ボランティア・義援金の募集、交通規制・気象情報 など

※重要な情報は、ポルトガル語、英語、スペイン語、韓国語版をあわせて掲載

②上記の情報を県公式ツイッターで発信。（特に住民の生活に直接関わる情報は、常総市のツイートを県公式ツイッターにより拡散。）

③「いばキラTV」により、県内被災地域の復旧の状況や、支援に取り組む人々の姿を伝える番組「がんばっぺ常総 復興への道のり」を配信

(2) 広報紙「ひばり」

- ・ 10月号の特集記事を差替え、被災状況・知事メッセージ及び主な支援策・相談窓口等を掲載。
- ・ 10/4（日）に新聞折込による全戸配布のほか、避難所等において直接配布。
- ・ 11月号では、天皇皇后両陛下の被災地御見舞いのご様子を紹介。

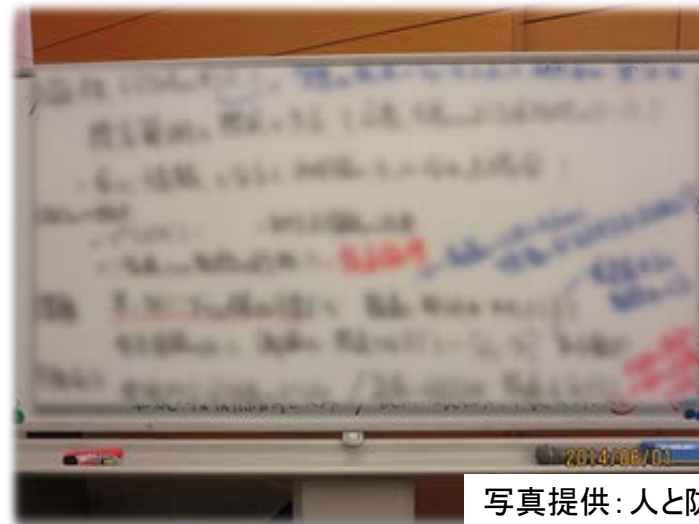
マスコミとの連携を想定した取組

○みやぎ防災減災円卓会議（河北新聞社）

- 平成27年4月24日に第1回会議（設立会議）を開催
- 現在（平成27年11月末）までに7回開催
- 行政機関（宮城県、東北地方整備局など）と報道機関との情報交換がメイン

○減災報道研究会（人と防災未来センター）

- 取材する側と取材される側が議論する場として、平成17年に発足
- 平成19年度に「減災」という目標に向かって研究活動をより活発にするため、会の名称を「減災報道研究会」と改名
- 「行政機関と報道機関が対話を通じて、住民・研究者とも連携しながら、災害対応能力を磨き合い、減災社会を実現するための実践的な活動を生み出す場」となることを目指している。



写真提供：人と防災未来センター

○マスメディアと研究者のための地震災害に関する懇話会（名古屋大学）

- 東海地方及び周辺の報道機関の記者、行政の防災担当者及び大学の地震科学関連の研究者をメンバーとする地震防災の定例的な情報交換・勉強会

3-2. 災害時における広報活動について

災害時における外部からの問合せ対応（神戸市の事例）

○神戸市広聴活動マニュアル

災害時の市民からの問い合わせや苦情・要望に対応するため、速やかに広聴体制を確立することにより、市民生活の不安の解消を図る。

災害テレホンセンター

1. 災害テレホンセンター開設

災害対策本部が設置された場合、速やかに災害テレホンセンターを開設する。



2. 担当職員の配置

各局からの応援を得て、20名の職員を配置する。



3. 情報の収集

情報連絡室及び災害相談センターとの情報の共有化を図る。



4. 情報シートの作成

集められた情報をもとに、情報シートを作成する。



5. 災害テレホンセンターの縮小・閉鎖

災害相談センター

1. 災害相談センター開設

災害対策本部が設置された場合、速やかに災害相談センターを開設する。



2. 担当職員の配置

各局からの応援を得て、20名の職員を配置する。



3. 情報の収集

情報連絡室及び災害テレホンセンターとの情報の共有化を図る。



4. 災害相談センターの縮小・閉鎖

3-3. 「地域防災マネージャー」制度について

災害対策基本法に基づく「防災基本計画」等において、地方公共団体は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成や、円滑な災害応急対応及び復旧・復興のための退職者の活用等の人材確保方策を予め整えるよう努めることとされているところ



- 防災の専門性を有する外部人材を、地方公共団体の「防災監」や「危機管理監」等で採用・配置するに当たり、必要となる知識・経験等を有する者を「地域防災マネージャー」として証明することで、地方公共団体における人材確保に資する

証 明 要 件

1. 次に掲げる研修のいずれかを受講している者

- ・ 内閣府「防災スペシャリスト養成研修」全コース（基礎除く）

目的：防災活動の前提と遂行能力の習得

対象：国・地方公共団体で、①災害対策本部運営の中心的役割を担う職員、②個別課題に専門的に従事する職員、③防災部門の新任職員

総合管理コース：3コース×2日間、個別対策コース：6コース×2日間

- ・ 防衛省「防災危機管理教育」

目的：地方公共団体等の防災・危機管理担当部課等で勤務するための専門知識・技能・能力を備えた人材の育成

対象：自衛官 教育期間：約3週間

- ・ その他上記の研修と同様の効果を得られるものと認められる研修

2. 次に掲げる防災実務経験をいずれも有する者

- ① 国の行政機関職員の課長補佐相当職以上の職位を経験
- ② 防災行政経験5年以上又は災害派遣任務を有する部隊等経験2年以上

避難所の状況について①

茨城県

		発災直後 (9月11日時点)	発災 1 か月後 (10月10日時点)	発災 2 か月後 (11月10日時点)	現状 (12月16日現在)
被災 自治体計	設置個所	137か所 (39か所)	17か所 (16か所※1)	10か所 (10か所※2)	12月8日をもって 一次避難所閉鎖 現在、二次避難所（旅館、ホテル） 4か所に80名が避難
	避難者数	8,871名 (6,223名)	406名 (401名)	251名 (251名)	

※カッコ内は常総市（市外設置分含む）
※1 常総市7、つくば市7、守谷市1、つくばみらい市1
※2 常総市6、つくば市4

栃木県

		発災直後 (9月10日時点)	
被災 自治体計	設置個所	82か所	11月15日をも って 県内全避難 所を閉鎖
	避難者数	2,677名	

宮城県

		発災直後 (9月11日時点)	
被災 自治体計	設置個所	196か所	9月23日をも って県内 全避難所を 閉鎖
	避難者数	2,052名	

避難所の状況について②

平成27年9月関東・東北豪雨災害の発生



1. 避難所等の生活環境の整備等について（発出）

9月10日（木）に茨城県、11日（金）に栃木県、宮城県に対し「避難所の生活環境の整備等について（留意事項）」を発出し、避難所の状況を把握するとともに、**要配慮者への十分な配慮と、避難所の生活環境の整備等について依頼。**

2. 避難所運営に関する意見交換

避難所ごとに待遇が異なるなど課題を受け、9月29日（火）茨城県常総市内にて、避難所の運営状況等について、**内閣府・茨城県・常総市・NPOの4者で意見交換を行った。**



県・市・社会福祉協議会・NPOの代表者による意見交換を定期的に行い、要配慮者への対応、避難所の格差解消に向けて連携が強化された。

現行の仕組みや制度の変遷（避難所関連）

東日本大震災（平成23年3月）

＜顕在化した主な課題＞

- ・被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生・悪化が見られた
- ・多くの高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等が被災したが、避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされることも少なかった

災害対策基本法の一部改正（平成25年6月）

＜施策のポイント＞

- ・指定避難所の指定制度が設けられた（第49条の7）
- ・避難所における生活環境の整備等についての規定が設けられた（第86条の6）

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月）

＜施策のポイント＞

法改正を受け、市町村（特別区を含む）等には、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組にあたっての参考となるよう策定

広島土砂災害等近年の災害における状況も踏まえ、平成27年7月16日「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を設置し、避難所の生活環境整備に関する論点について検討中

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要①

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。

〈構成と主な内容〉

第1 平常時における対応

1. 避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議（仮称）」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

2. 避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

3. 指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

4. 避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄（アルファーマ等の白米 と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等）
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、 自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

5. 避難所運営の手引（マニュアル）の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要②

第2 発災後における対応

1. 避難所の設置と機能整備

- ・設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

2. 避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・開設している避難所のリスト化
- ・氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

3. 避難所の運営主体

- ・運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

4. 福祉避難所の管理・運営

- ・必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

5. 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

6. 被災者への情報提供

- ・被災者・要配慮者への情報の提供
- ・市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

7. 相談窓口

- ・様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・就労支援等の相談窓口の設置

8. 在宅避難

- ・在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）

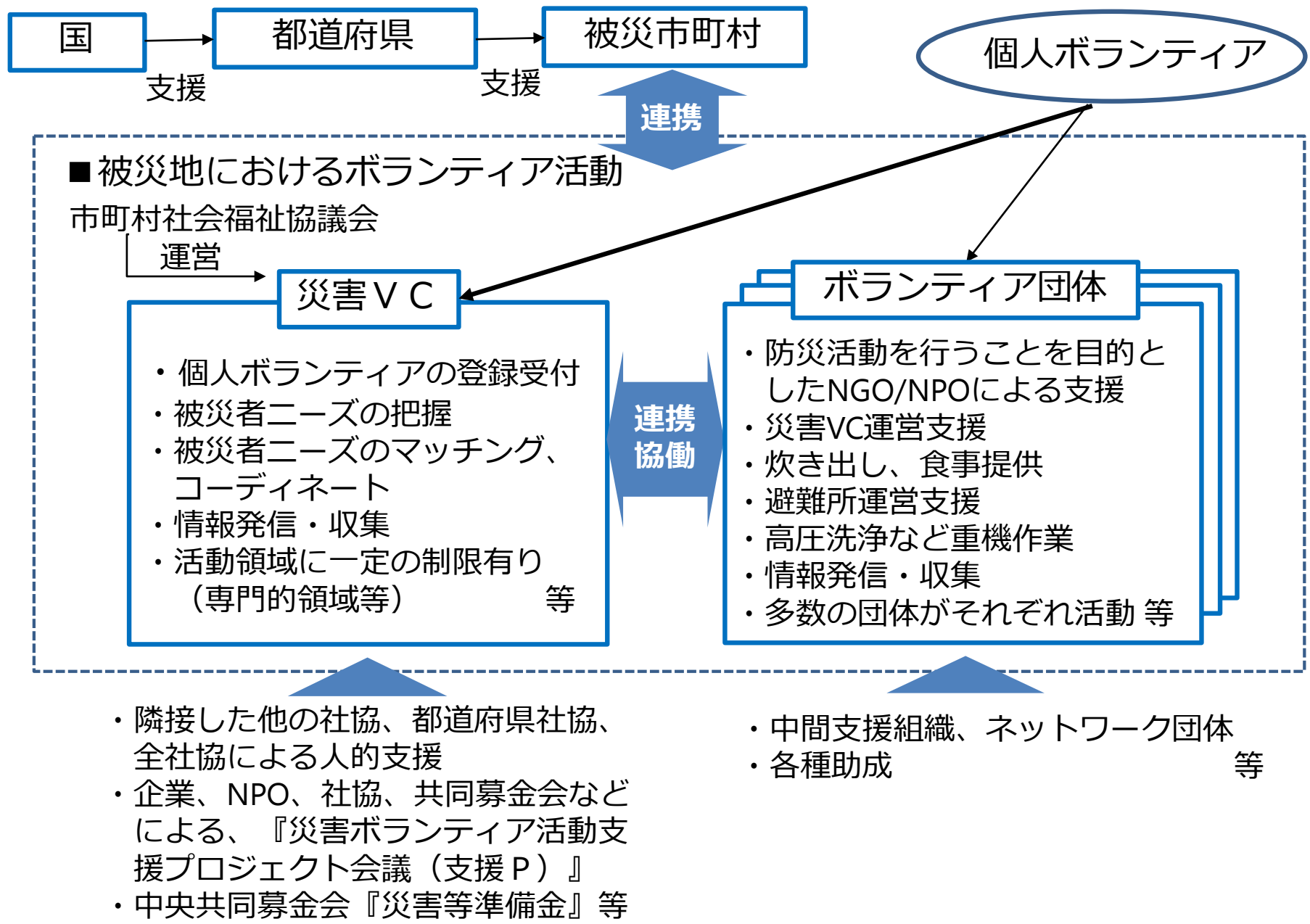
5 - 1. 災害時におけるボランティア活動について

ボランティアに関する近年の動き

(発生年)	<主な災害とボランティア活動> (名称)	(延べ参加人数)	<関連する動き>
平成 7 年	阪神・淡路大震災 (ボランティア元年)	約137.7万人	■ 災対法改正 (H7年) 行政が『ボランティアによる防災活動の環境整備』に努める旨明記
平成 9年	ナホトカ号海難事故	約2.7万人	
平成16年	台風23号	約4.4万人	■ 災害ボランティアセンター (以下災害VC) 主に社会福祉協議会が運営主体を担うことが主流に。
平成16年	新潟県中越地震	約9.5万人	
平成19年	能登半島地震	約1.5万人	
平成19年	中越沖地震	約1.5万人	■ 防災ボランティア活動検討会 H16年から内閣府にて開始
平成21年	台風 9 号	約2.2万人	
平成23年	東日本大震災	(※) 約145万人	■ 災対法改正 (H25 年) 『行政がボランティアとの連携に努める』 旨明記
平成26年	広島豪雨災害	約4.4万人	
平成27年	関東・東北豪雨災害	集計中	

(※) 災害ボランティアセンターを経由せず活動した人を含めると推定で約550万人

災害発生時のボランティア活動の関係図



5 - 1. 災害時におけるボランティア活動について

これまで内閣府における検討の中で明らかになった課題の整理

	日常（平時）	災害発生以降	課題解決、環境整備の方向性
個人ボランティアに関する観点から	● 普段から地域における防災ボランティア活動には参加していない。 ● 日頃、地域における防災ボランティアとしての活動や取組があまり認識されていない、行われていない。	● 活動時の心得や装備・準備（安全衛生面等）の認識が徹底されていない。 ● 受援側の理解が不足（ボランティア活動を受けることに対する不信感）。 ● 復興期に果たす役割が不明確。 ● ボランティア休暇制度などの支援制度に関する認識が不十分。	● 平時の取組の仕組みづくり、周知、働きかけの、より一層の推進。
ボランティア団体に関する観点から	● 活用できる助成制度が限定的。 ● 災害時に有用な法令、制度等専門的な知識を学ぶ機会が少ない。	● 助成制度、資金調達の仕組が限られている（特に小規模災害）。 ● 被災地で継続的な活動を行うにあたっての、NPOに対する支援が必要。	
災害VC運営の観点から	● 運営や担い手の育成が不十分。 ● どこで起こるかかわからないので、日常の準備が不足。	● 受入体制が整わず、希望者を断らざる得ない場合がある。 ● 同様に被災しても報道のされ方等により、場所毎に集まりに差が出ることも。	● 災害VC設置・運営の担い手育成。
連携・協働の観点から	● 各組織間の連携の必要性について理解が不足。 ● 行政とボランティア団体等が普段から連携する必要がある。	● 発災時の対応に関し、各主体間の連携（行政とNPO等、NPO間など）に課題。 ● 多様な主体との協働型VCの運営が必要。 ● 被災地における支援全体を見渡し、被災地外から受入れなどを調整する機能が脆弱。 ● 専門性の高い民間団体との連携。	● 行政側のボランティアに関する認識を高めるための情報提供。 ● 平時から連携を検討するための場作り。 ● 連携訓練の実施。

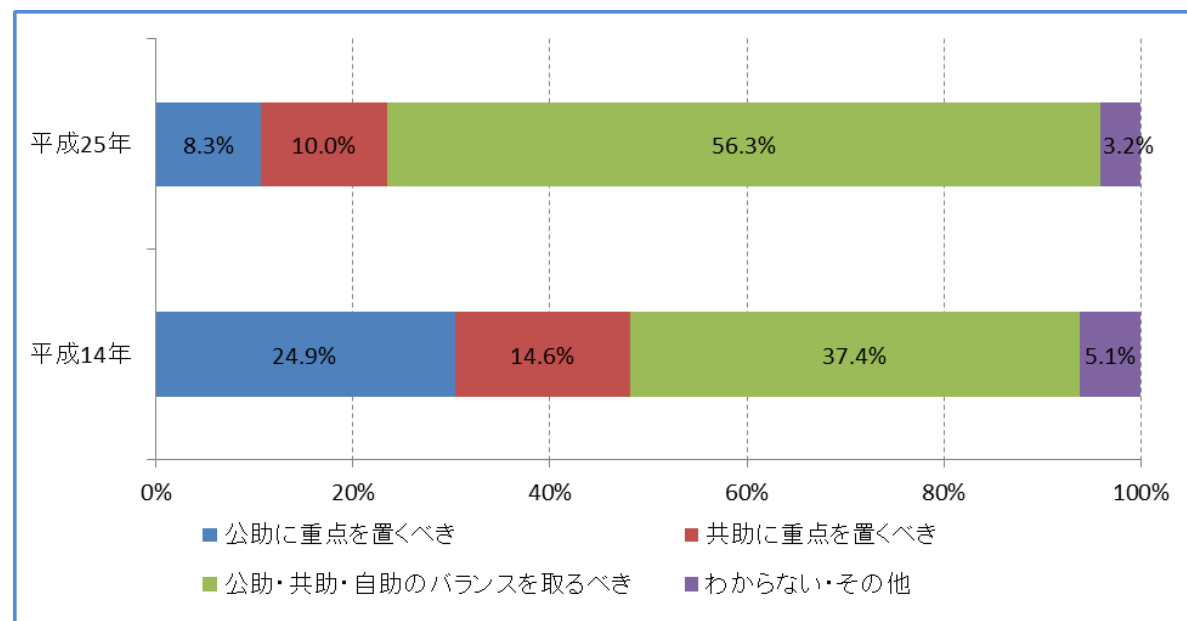
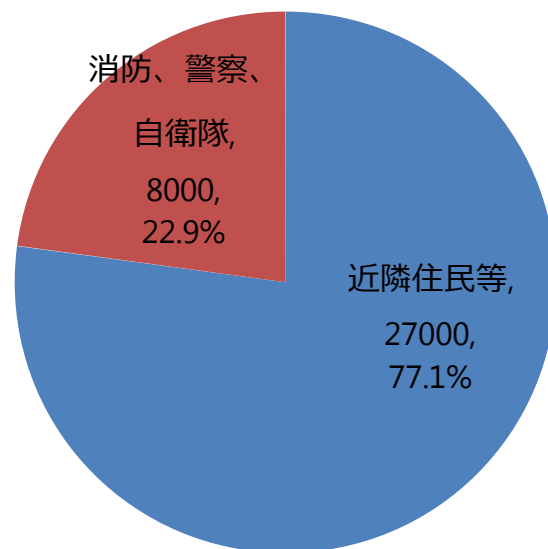
ここでは以下の想定で用語を用いる

- 個人ボランティア：主に災害発生時に、被災地に赴き、災害ボランティアセンターなどに登録し、ボランティア活動を行う個人。
- ボランティア団体： 防災ボランティア活動を行うことを目的としたNGO/NPO、ネットワーク団体、中間支援組織等。
- 災害ボランティアセンター：大規模な災害が発生した際、ボランティアの受付を行うとともに、被災者ニーズの把握し、コーディネート等を行う、主に市町村の社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンター（以下災害VC）
- 連携・協働：ボランティア団体間、行政とボランティア団体間、行政と災害VC間、災害VCとボランティア団体間などの連携・協働

自助・共助による防災活動の取組

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害時の「公助の限界」が明らかになるとともに、「自助」「共助」によるソフトパワーが重要なものとなっている。

また、国民の意識の中でも、「公助に重点を置くべき」という回答が減少し、「自助、共助、公助のバランスをとるべき」という回答が増加している。



出典：平成26年版防災白書
「図表1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数」

出典：平成26年版防災白書
「図表8 国民が重点を置くべきだと考えている防災政策※」
※内閣府「2014年防災に関する世論調査」より作成

【参考】「災害対策基本法」での自助・共助に関する位置づけ

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 (略)

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、**住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。**

以下(略)

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、**地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。**

【参考】国の「防災基本計画（平成27年7月）」での自助・共助に関する位置づけ

第4章 防災計画の効果的推進等

第1節 防災計画の効果的推進

○いづどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

国における自助・共助に関する取組

自助・共助の取組の推進

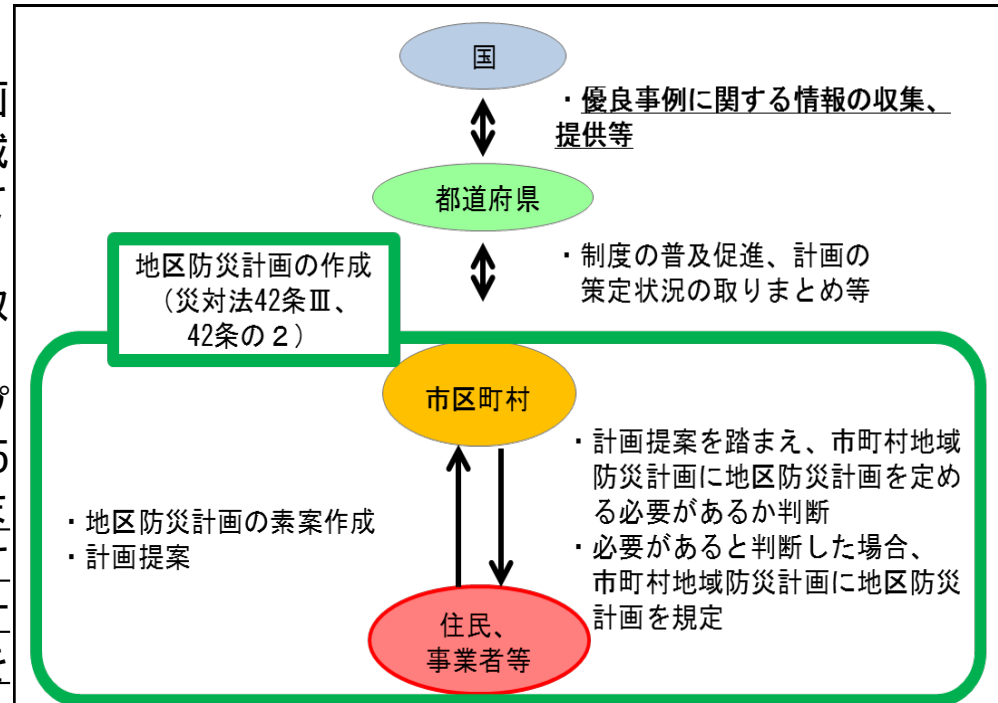
○地区防災計画制度

これまで防災計画は、

- ・国レベルの総合的で長期的な防災基本計画
- ・地方レベル（都道府県・市区町村）の地域防災計画をそれぞれ定め、防災活動を行ってきた。

我が国では、地域における自助・共助の取組が行われていることから、これらの自助・共助による防災活動を促進し、ボトムアップ型による地域の防災力を高めるため、平成25年度災対法改正において、地域の特性を踏まえコミュニティレベルの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市区町村の地域防災計画に定めることができる地区防災計画制度を制定。

<制度のイメージ>



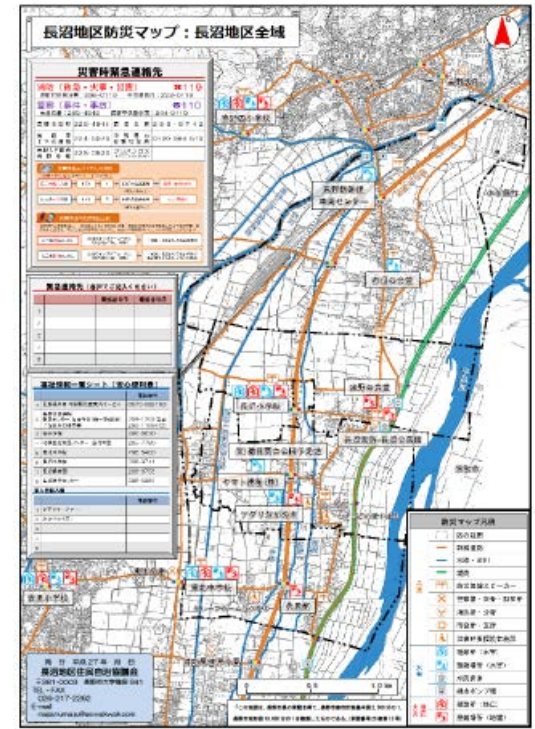
○自主防災組織の取組強化

地域の防災力の充実を計るため、これまで地域における自主防災組織の立ち上げ、育成を進めてきた。

自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織で、平常時には、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材の共同購入等を行っている。災害時には、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視等を行うなどに取り組んでいる。

自助・共助に関する取組の事例①（地区防災計画モデル地区での取組事例）

- ・避難基準を独自に制定し、確実に避難できるようにした
- ・地域にある自主防災組織、自治協議会、消防団、民生児童委員
市など、関係機関の協議の下、作成
- ・住民がわかりやすいよう独自の防災マップ（右図）、避難ルール
ブックを作成し、全戸へ配布
- ・防災訓練を実施するなど計画を常に見直し



A group of people, including a man in a white jacket and helmet, pushing a cart loaded with people down a paved path. The man in the foreground is wearing a white jacket, a white helmet, and a backpack, and is pushing a cart. The cart is loaded with several people, including a child. Other people are visible in the background, some walking and some pushing carts. The path is paved and leads through a wooded area.

行動の流れ		C1 送 (B1: 災害発生者、C1 要援護者)	C2 搬送 (B2: 支援者、C2 要援護者)	C3 支援者 (B3: 支援者、C3 要援護者)	C4 搬送者 (B4: 支援者、C4 要援護者)
キャスト	危機管理室長 (山中) 他、庁舎で待機	D1: 小園 隆司氏・協力者 D1: 小園 けいろう氏	D2: 小園 孝氏・三浦 孝 D2: 協力者 3 人程	D3: 前田 昭彦氏、 D3: 前田 昭彦氏・小園 孝氏・小園 けいろう氏 D3: 三浦 孝氏 (会長入道)、 D3: 小園 けいろう氏	D4: 森田 信氏、 D4: 後々 木暮子氏
時間		車に乗換を促す。			
15 分 [13:15]~	〈搬送指示〉 ①避難指示。 ②防災行政無線 (情報無断) >	C1 玄関前から車で搬送	C2 玄関前からリカーで搬送	C3a こすばる 結を脱得し、歩いて同伴	C4 玄関前から車イスで搬送
20 分 [13:20]~		③避難場所到着 (受け入れ避難を要せず)。 再避難。 <旧安渡小学校で、ベテノホイス避難所・消防団庫裏が狭く。>			
30 分 [13:30]~					
80 分 [14:20]~	③避難指示解除。				
106 分 [14:46]~	<追放の準備-登壇開始 14:30>	③追放式 旧安渡小学校(町会)。			
140 分 [15:20]~	<安渡仮設公民館へ移動>	③株証会後「お茶この会(安渡仮設公民館)」×終了予定 17:00。			

(出典) 防災都市計画研究所「安遠町内会・大槌町合同防災訓練実施計画」、2013年3月2日。

自助・共助に関する取組の事例②（今回の水害時における取組事例）

○今回の水害時における地域での取組事例

今回の水害では、地域の自主防災組織や地域のリーダーの機転による、自主的な避難行動や避難所開設を行う事例があった。

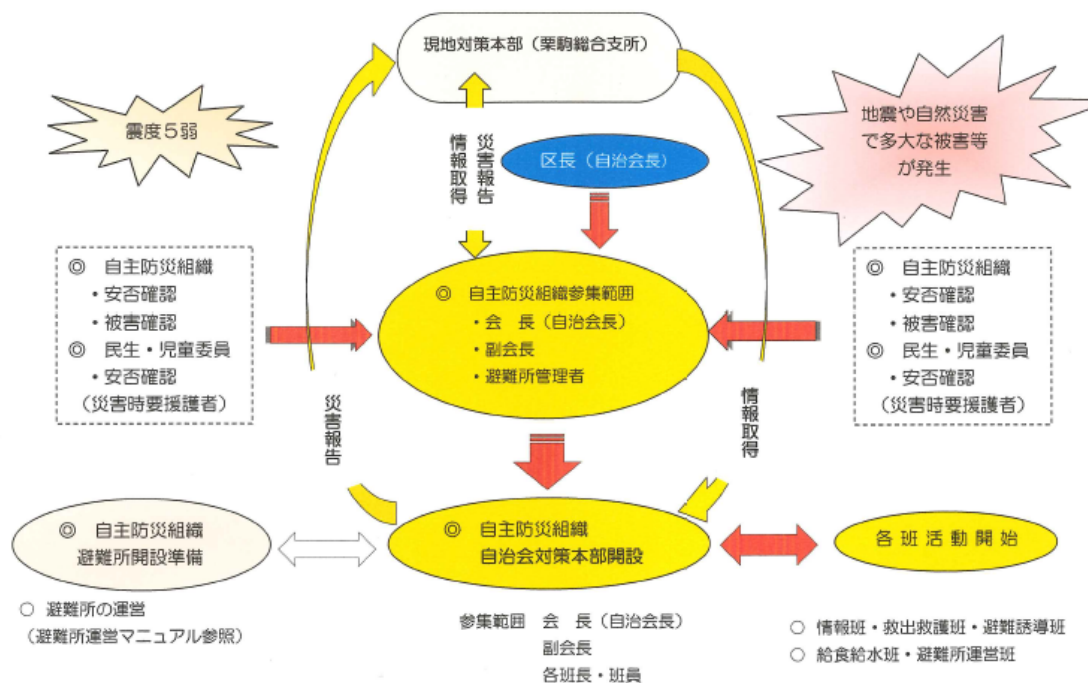
<主な取組事例>

- ・市町村からの情報等に基づく地域リーダー等による自主的な避難のよびかけ
- ・地域リーダーと役所における情報の一元化による適切な情報伝達
- ・自主防災組織による組織だった、情報収集、避難誘導、避難所開設の取組
- ・要配慮者への目配せ

災害対応フロー

<これらの取組のポイント>

- ・自分の地域は自分で守るという気持ち
- ・日頃からの地域における挨拶や防災に関する意識付け
- ・防災について、一般市民目線で気軽に防災に取り組めるような配慮



◆ある地域の取組例（自主防災組織での取組）

6 – 1. 自助・共助による防災活動について

自主防災会による避難のよびかけ（今回の水害時における取組事例）

【A地区】

- 自主防災会長が、自ら判断して、行政の避難勧告の前に自主的な避難を呼びかけた。さらに、避難所の開設、隣接地区の避難所の利用に関する調整も自主防災会長が自ら判断して実施した。

【B地区】

- 自主防災会長が3度にわたり、自らハンドマイクで避難の呼びかけを行った。

【A地区】 自主的な避難の呼びかけ・避難所開設

時刻	避難の呼びかけ等
9/11 1:31	市の安全安心メール（自然災害警戒）を受信
9/11 2:30	河川の状況を見て異常がないことを確認。
9/11 3:00	河川の増水を確認。 Yahooの雨雲レーダ等で雨雲の状況を監視。
9/11 3:30	河川の水位が堤防天端まで1m弱に達していることを確認し、越水の可能性があると判断。
9/11 4:00	自主防災会の副会長・本部員・班長に、地区の集会所に自主避難するように伝達
9/11 4:30	自主避難完了
9/11 4:50	隣接地区の区長に、高齢者の避難施設として隣接地区の集会所の利用を依頼
9/11 4:59	市が避難勧告を発令 ※深夜の避難勧告の発令による混乱を避けた為

【B地区】 自主防災会長による避難の呼びかけ



- 1 回目：避難の準備をしろ。
- 2 回目：第 5 小学校に避難しろ。
- 3 回目：冠水しているので自宅に留まれ。

6-1. 自助・共助による防災活動について 全世帯が参加する自主防災会（今回の水害時における取組事例）

【A地区の事例】

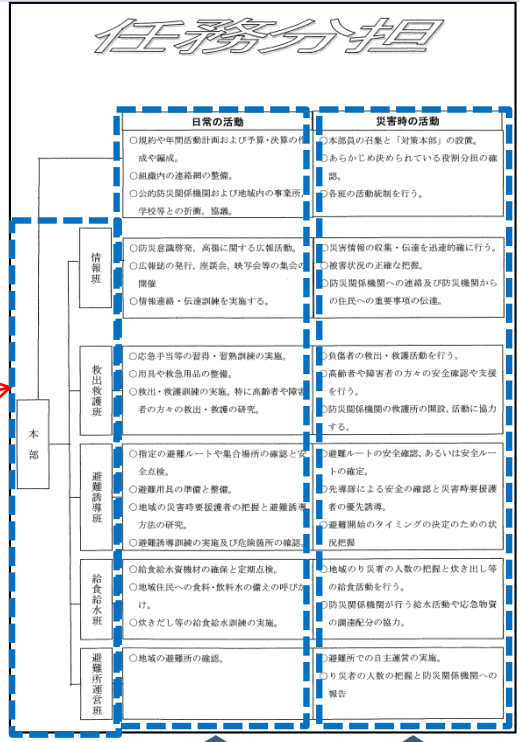
- 地区内の全ての世帯が、自主防災会のいずれかの班（役職）に所属している（但し、75歳以上の高齢者や、公的機関の職員は除く）。
- 各班には、平時と災害時の任務分担を定め、集会所に掲示している。
- 班編成は、住民の職業や特性を考慮して定めている（例：看護師や看護学生は救出救護班に所属している）。
- 全世帯が自主防災会の役職についているので、自主防災会の参集が安否確認を兼ねている。



集会所には以下を掲示

- ・自ら作成した防災マップ（写真左）
- ・自主防災会の組織図（写真右上）
- ・自主防災会の任務分担（写真中下）
- ・ハザードマップの拡大図（写真右下）

自主防災会は、本部、情報班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班、避難所運営班で編成されている。



6 – 1. 自助・共助による防災活動について
自主防災会による被害報告（今回の水害時における取組事例）

【市役所との情報に関する連携】

- 災害発生初期の段階で、市からの要請に基づき、自主防災会が、床上浸水・床下浸水戸数等の情報を収集し、市役所に報告した。
- 市からの案内（災害ごみの収集等）は、自主防災会長が住民に周知した（広報チラシの配布）。
- 住民から市への要望・要請は、自主防災会長を介して行った（被災住民から多くの要望を受ける市にとって、優先度合いを把握しやすい）。

9.11豪雨 被害状況①

10月23日15時00分現在		大崎市	古川	松山	三本木	鹿島台	岩出山	鳴子温泉	田尻	
避難所	開設数(最多)	30	8	1	9	4	2	2	4	
	現在									
	人数(最多)	2,291	438	210	1,2					
	現在									
人的被害	重症	1	1							
	軽症									
家屋	速報値	床上浸水	205	178		17		1	1	8
		床下浸水	490	424	1	16	16	23	1	9
	被災判定	全壊								
		大規模半壊	33	32			1			
		半壊	360	319		27		2	2	10
		一部損壊	144	126			5	9		4
公共施設	市施設									
	学校教育	22	8	3	2	2	4	1	2	

自主防災会からの調査報告等に基づく速報値

自主防災会の運営上の工夫（今回の水害時における取組事例）

【自助・共助意識の醸成】

- 災害の規模が大きくなればなるほど、行政からの支援は期待できないことを理解すること。

【訓練・研修】

- 訓練のバリエーションを持たせて、訓練に飽きない様に工夫している。
- 急に難しいことを行うのも良くない。メンバーが参加できるレベルを見極める事が大切である。
- 市が作成している資料を活用しているが、メンバーが理解しやすいようにアレンジしている。

【若い世代の参加】

- PTAを主体に地域の行事を盛り上げている（クリスマス会等）。若い世代と地区役員が顔見知りになるきっかけになっている。

【要配慮者への対応】

- 普段からの住民同士の付き合いの中で要配慮者について把握している。
- 安否確認は、民生委員と担当者（隣人）が行いった。複数の人が注意するようにしている。

6－1．自助・共助による防災活動について

宿泊施設との協定

- ✓ 和歌山県那智勝浦町の市野々地区には、地区独自の取組として、町内のホテル等の宿泊施設と協定を結んでおり、避難勧告等が発令された場合には割引料金で宿泊できるようになっている。
- ✓ 市野々地区は地区内の多くが土砂災害警戒区域、浸水想定区域となっているおり、この協定により早めの地区外への避難を促している。
- ✓ ペットを同伴して宿泊できる施設もある。

宿 泊 申 込 書

◎ 住 所 〔 那智勝浦町大字市野々 〕

◎ 世 帯 主 氏 名 〔 〕

◎ 連 絡 先 〔 — — 〕

◎ 宿 泊 希 望 者 〔 下 記 の と お り 〕

氏 名	宿泊要件		住 所
	素泊まり	朝食付き	
			那智勝浦町大字市野々

◎ 宿泊希望施設名 〔 〕

◎ 宿 泊 日 〔 平成 年 月 日（ 曜 日 ） 〕
避難のため、上記のとおり宿泊申込いたします。

平成 年 月 日

宿泊施設長 殿

証 明 書

上記宿泊希望者全員は、区外に避難する市野々区民であることを証明いたします。

平成 年 月 日

市野々区長

6-1. 自助・共助による防災活動について

「災害・避難カード」モデル事業について

避難勧告等ガイドライン

住民自らがあらかじめ災害リスクを把握するためのツールとして「**災害・避難カード**」を提案（平成26年4月）

※世帯（家一軒）ごとに最適な避難行動が異なることを踏まえたもの

● 災害・避難カード(●●地区××)			
	避難行動 (避難する場所)	この情報が出たら、準備が 整い次第、避難開始	この情報が出たら、 ただちに避難
津波			
A川のはん濫	市民会館	はん濫注意情報	はん濫危険情報 はん濫警戒情報
土砂災害	日小学校 (そこまで逃げられない場合は Cマンション)	大雨警報	土砂災害警戒情報
津波	D山 (そこまで逃げられない場合は Dタワー)	地震に関する情報	大津波警報 津波警報

- ✓ 県や市町、地方整備局とともに、自治会単位で**住民を直接対象とした**取組を展開中
- ✓ 各モデル地区での取組は手引き（事例集）として取りまとめ、全国に周知・共有を図る予定
- ✓ モデル地区での取組を参考に、全国で同様の取組が展開されることにより、大規模河川氾濫をはじめとする自然災害時に一人ひとりがどのような行動をとれば良いかを**あらかじめ住民自身に**把握してもらうことを目指す。



ワークショップの様子（和歌山県那智勝浦町）



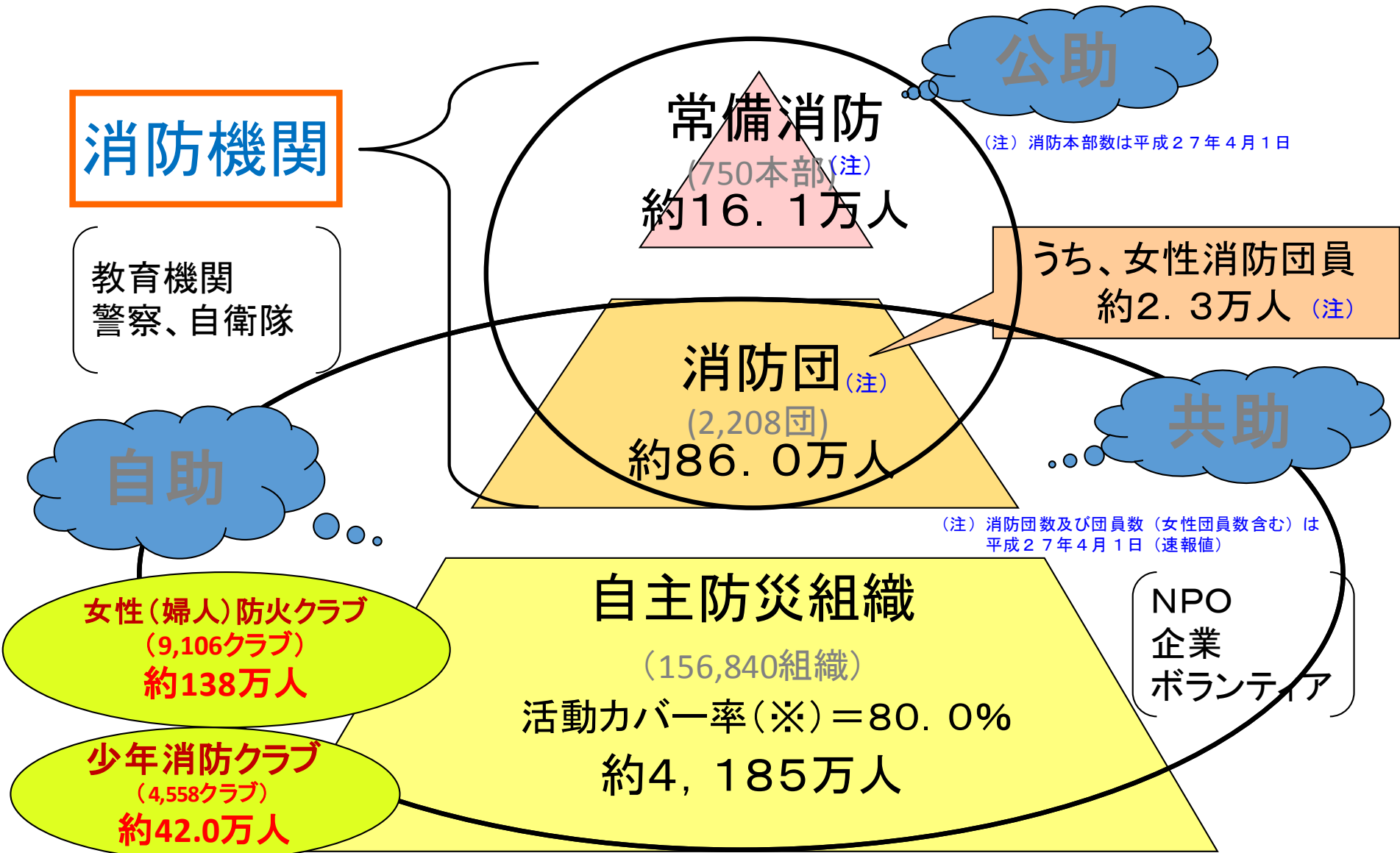
ワークショップの様子（東京都稲城市）



まちあるきの様子（岡山県美咲町）

地域の総合防災力

【平成26年4月1日現在(消防庁)】



(※) 自主防災組織活動カバラー率＝自主防災組織の組織されている地域の世帯数÷管内全世帯数

消防団の現状について

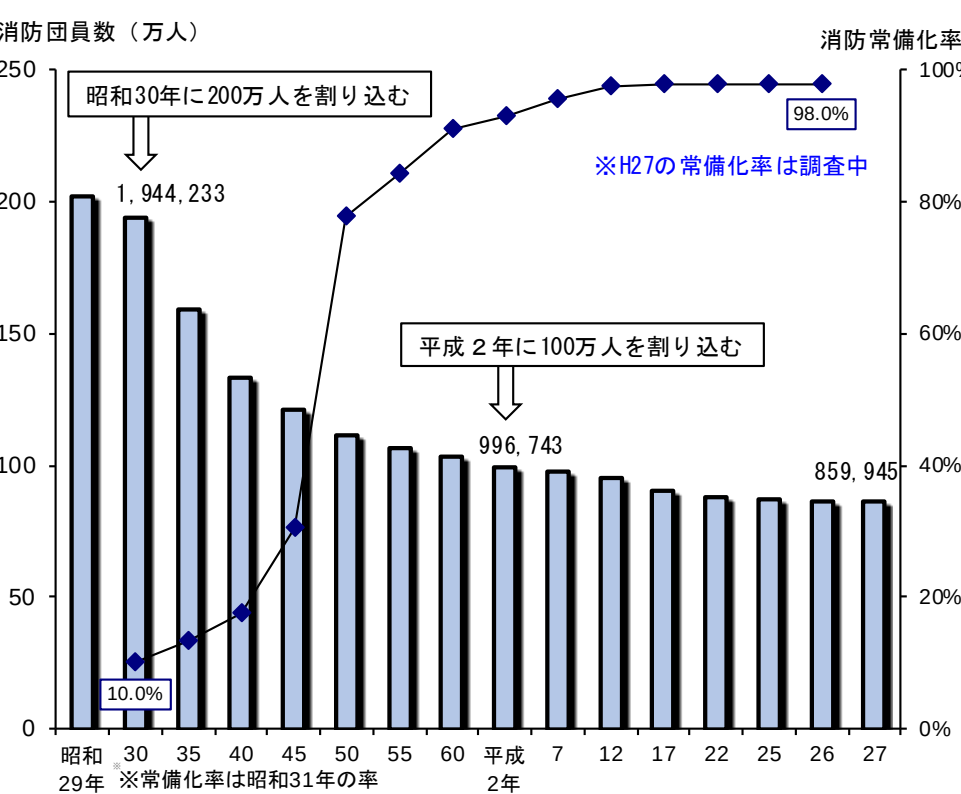
◆ 消防団の特質

- 消防組織法第9条～消防機関として常備消防機関と消防団(非常備消防機関)の2種類
- 団員は権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員(他方、ボランティアとしての性格も有する)
- 地域における消防防災の中核的存在(要員動員力・地域密着性・即時対応力)

1 消防団・消防団員の現況 (平成27年4月1日現在速報値【消防庁】)

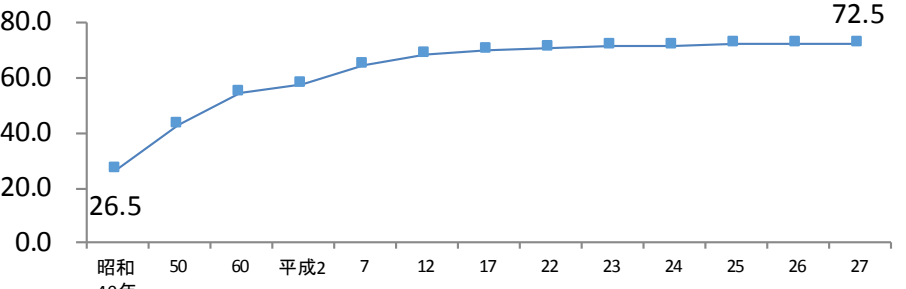
○消防団数:2,208団(全国すべての市町村に設置) ○消防分団数:22,430分団 ○消防団員数:859,945人(前年度より4,402人減少)

2 消防団員数と消防常備化率の推移



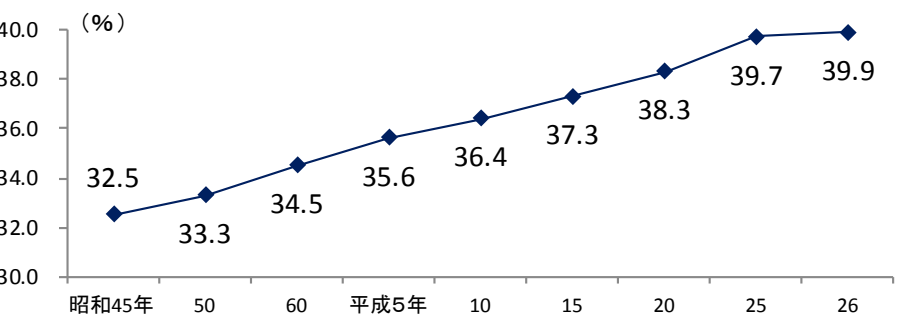
消防団員の数は、平成2年には100万人を割り、平成27年4月1日現在(速報値)で約86.0万人と戦後一貫して減少

3 被雇用者団員比率の推移



就業構造の変化により消防団員に占める被雇用者の割合が高くなってきており、被雇用者団員比率は72.5%

4 平均年齢の推移



消防団員の平均年齢は、平成26年4月1日現在、10年前の37.4歳に比べ2.5歳上昇し、39.9歳

6-2. 消防団について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申

< 中間答申の位置付け >

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

< 主な提言内容 >

消防団への加入促進

被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1720団体中約670)に対する制度導入の徹底※ 交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている消防団協力事業所に対する税制優遇措置の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- 在勤者の入団を認めていない市町村において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- 自衛消防組織の要員等に対する消防団への加入の働きかけ

女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

大学生等

- 通学先の市町村でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への就職活動用の推薦状等の発出を市町村に対し働きかけ

シニア世代

- 退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設等の推進

地域における消防団活動に対する理解の促進

- 消防団員に対し身分証ともなるカードを発行し、店舗等での提示により、消防団員が優遇を受けられる仕組みの展開

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による国民会議体を構築し、国民運動を展開するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

消防団の充実強化に向けた最近の取組

- ・「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年12月13日施行)
- ・消防庁に「消防団充実強化対策本部」を設置(平成25年12月24日)
- ・第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」(平成26年7月3日)

【消防団への加入促進】

- 女性や若者等の入団促進
 - ・総務大臣書簡(地方公共団体長宛)を発出し、女性や若者をはじめ、在勤者や地方公務員の入団促進を働きかけ(平成27年2月13日)
 - ・消防団員が増加した消防団に総務大臣感謝状を贈呈(平成27年7月15日)
 - ・大学生等の就職を支援するため学生消防団活動認証制度を創設(平成26年11月28日)
 - ・女性や若者等の入団促進を図るため、新たにモデル事業を28団体で実施(平成27年度当初予算)
- 被用者の入団促進
 - ・総務大臣書簡(経済団体宛)を発出し、従業員及び自衛消防組織構成員の入団促進、消防団活動がプラスに評価される仕組み、採用時の積極的評価について働きかけ(平成27年2月)
 - ・消防団員が特に多い消防団協力事業所に対する総務大臣感謝状の贈呈及び経済団体との意見交換を実施(平成27年9月8日)
- 地域防災力充実強化大会
 - ・消防団を中核とした地域防災力充実強化大会を実施(平成26年8月29日)
 - ・東西において地域防災力充実強化大会を新たに開催(平成27年度当初予算)
 - 東日本：平成28年1月29日(金)
つくば国際会議場(茨城県)
 - 西日本：平成27年11月30日(月)
広島国際会議場(広島県)

【消防団員の処遇の改善】

- 報酬
 - ・無報酬団体については、平成27年度に解消される見込み
 - ・平成27年度当初予算で報酬を引き上げたのは172団体
 - ・特に年額報酬1万円未満の市町村に対し引上げを要請

【地方財政措置の拡充】

- 特別交付税の拡充
 - ※消防団員数が標準団員数より2倍以上有する市町村に対する報酬に係る特別交付税措置
 - ・上限措置額1,000万円を撤廃
 - ・前年に比して実員数が増加した市町村を新たに算定対象とするよう拡充
 - ※平成26年度3月交付分から

【装備・教育訓練の改善】

- ・消防団の装備の基準の改正(平成26年2月7日)を踏まえ、集中的・計画的な装備の改善を働きかけ
- ・救助資機材搭載消防ポンプ自動車配備
 - ・平成26年度補正予算(1.5億円) → 89市町村へ配備
 - ・平成27年度当初予算(3.6億円) → 18消防学校へ配備
- ・実践的な教育訓練を行うため、教育用DVD及び教育用冊子を作成(平成26年12月26日)
- ・消防学校の教育訓練の基準の改正(平成26年3月28日)を踏まえ、標準化を図るとともに実践的な訓練の実施を働きかけ

市町村長への全国防災・危機管理トップセミナー（消防庁・内閣府）

市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、26年度からセミナーを実施している。

全国防災・危機管理トップセミナー 「全国都市会館」

●平成26年度

日時等：6月4日（水）14：00～ 全国市長会総会と同日に開催 市長約170名出席

内 容：挨拶 新藤総務大臣、古屋内閣府防災担当大臣

市町村長の初動対応について	「消防審議会長	室崎 益輝 氏」
災害を体験した市町村長による講演	「兵庫県豊岡市長	中貝 宗治 氏」
市町村による防災対策について	「内閣府政策統括官	日原 洋文 氏」

●平成27年度

日時等：6月10日（水）14：00～ 全国市長会総会と同日に開催 市長約150名出席

内 容：挨拶 高市総務大臣、山谷内閣府防災担当大臣

市町村長の初動対応について	「東京経済大学名誉教授	吉井 博明 氏」
災害を体験した市町村長による講演①	「新潟県見附市長	久住 時男 氏」
災害を体験した市町村長による講演②	「宮城県気仙沼市長	菅原 茂 氏」



高市総務大臣



吉井教授



久住見附市長



菅原気仙沼市長



会場の様子

6-3. 訓練・研修について 市町村長への都道府県防災・危機管理トップセミナー（消防庁）

※ **各都道府県においてそれぞれ実施される** 首長を対象とした研修

都道府県防災・危機管理トップセミナー

都道府県が主体となって、開催

消防庁の対応：①テキスト「市町村長による危機管理の要諦」の作成、②講師の斡旋、派遣

参加者：市町村長 本人901名、代理595名が参加（47都道府県）

※ 原則として1期目又は被災経験のない市町村長が対象

内 容：①市町村長の初動対応（消防庁テキストを活用）、②災害対応を経験した市町村長による講演 等



(写真1): 長野県トップセミナーの様様
（岩手大学教授 越野修三氏）
※ 元岩手県防災危機管理監



(写真2): 三重県トップセミナーの様様
（三重大学長 内田淳正氏）

標準テキスト『市町村長への危機管理の要諦』（その1）

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

標準テキスト『市町村長への危機管理の要諦』（その2）

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りにいく。

4 避難勧告等の的確な発令

特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。

図上訓練・広報コース（人と防災未来センター）

○対応方針を明確にした災害対策本部運営を身につけるための訓練のあり方の検討

- ・ 災害時に自治体が災害対策本部を運営するための一つのやり方として、対応方針を明確にした災害対応を実施する目標管理型災害対応を推奨
- ・ このやり方を講義・個別演習・図上訓練・広報訓練等で身につけるための研修として災害対策専門研修特設コース「図上訓練・広報コース」（※）を平成18年度から実施
- ・ 平成26年に実施したコースでは、全国の都道府県及び市区町村から35名の参加があり、
 - ・ 情報の整理の仕方によって、共有できる範囲が異なることがわかり、情報の重要性を確認できた。
 - ・ 短期から長期にわたる災害対応に関する目標をたてることの視点を持つことを身につけることができた。
 - ・ 単なる被害状況だけでなく、ニーズに応じた情報提供の重要性が分かった。といった意見があった。

